

健全化判断比率等の算定方法

○健全化判断比率

実質赤字比率	=	一般会計等の実質赤字額 (0 千円)	<hr style="border: 0.5px solid black;"/> 標準財政規模 (11,307,937 千円)
---------------	----------	----------------------------	---

- ・一般会計等：一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

〈参考〉一般会計等の実質収支額

（単位：千円）

	歳入	歳出	形式収支(歳入-歳出)	翌年度に繰り越すべき財源
一般会計 a	20,188,253	19,490,013	698,240	99,615
住宅新築資金等貸付事業特別会計 b	6,297	1,732	4,565	0
繰入れ・繰出し調整控除額 c	0	0	0	0
差引 a+b-c	20,194,550	19,491,745	702,805	99,615
実質収支額（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）				603,190

→実質赤字額なし

連結実質赤字比率	=	連結実質赤字額 (0 千円)	<hr style="border: 0.5px solid black;"/> 標準財政規模 (11,307,937 千円)
-----------------	----------	------------------------	---

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該を超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

〈参考〉一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質収支額

〈参考〉公営企業の特別会計の資金剰余(不足)額

会 計 名	(単位：千円) 実質収支額
一般会計	598,625
住宅新築資金等貸付事業特別会計	4,565
国民健康保険特別会計（事業勘定）	42,046
国民健康保険特別会計（直診勘定）	3,791
後期高齢者医療特別会計	6,634
介護保険特別会計（保険事業勘定）	34,464
介護保険特別会計（サービス事業勘定）	77

会 計 名	(単位：千円) 資金剰余(不足)額
水道事業会計	681,890
工業用水道事業会計	137,139
下水道事業会計	27,631
一の森ヒュッテ事業特別会計	1,923
簡易水道事業会計	18,049
小水力発電事業特別会計	673

→すべての公営企業会計で資金不足額なし

→すべての特別会計で実質赤字額なし

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金}^{\ast} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※繰上償還を除く

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

〈実質公債費比率の算定〉

(単位：千円)

区 分		決 算 額		
		令和元年度	平成30年度	平成29年度
分子	① 元利償還金（繰上償還額等を除く）	2,859,793	2,940,756	3,283,499
	② 準元利償還金	237,239	295,243	310,913
	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 ※1	230,176	287,187	290,276
	一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 ※2	7,063	8,056	20,400
	債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの	0	0	237
	一時借入金の利子	0	0	0
	③ 特定財源	35,517	42,560	45,443
	国・県からの利子補給	5,965	5,965	5,965
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	22,800	22,800	22,800
	市営住宅使用料	5,469	12,518	13,822
	その他（住宅新築資金等貸付金元利収入）	1,283	1,277	2,856
	④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,183,126	2,263,137	2,505,762
	A 小 計 【(①+②) - (③+④)】	878,389	930,302	1,043,207
分母	⑤ 標準財政規模	11,307,937	11,458,949	11,839,971
⑥ ④と同じ	2,183,126	2,263,137	2,505,762	
B 小 計 【⑤-⑥】	9,124,811	9,195,812	9,334,209	
C 実質公債費比率（単年度）【A/B×100】	9.62638	10.11658	11.17617	
実質公債費比率（3か年平均）		10.3		

※1 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の内訳

(単位：千円)

会 計 名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
国民健康保険特別会計(直診)	2	2	546
公共下水道事業会計	150,013	206,995	208,767
簡易水道事業会計	30,246	22,777	26,935
水道事業会計	49,915	57,395	54,008
工業用水道事業会計	0	18	20
計	230,176	287,187	290,276

※2 一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金

(単位：千円)

一部事務組合名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
美馬環境整備組合	0	1,044	12,265
美馬西部特別養護老人ホーム組合	7,063	7,012	8,135
計	7,063	8,056	20,400

	将来負担額	－	(充当可能基金額	＋	特定財源見込額
	34,171,909 千円		6,225,737 千円		65,150 千円
			＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)		
			23,187,853 千円		
将来負担比率	＝				
	標準財政規模－ (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)				
	11,307,937 千円		2,183,126 千円		

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

(将来負担比率の算定)

(単位：千円)

区 分		令和元年度 決 算 額	【参考】 平成30年度
分子	① 将来負担額	34,171,909	35,271,158
	一般会計等の地方債年度末現在高	29,443,158	29,883,043
	債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額	0	0
	公営企業債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額	1,610,264	2,095,642
	一部事務組合等の地方債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額	11,666	20,189
	退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額	3,106,821	3,272,284
	設立法人の負債額等に対する一般会計等負担見込額	0	0
	連結実質赤字額	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	0	0
	② 充当可能財源等	29,478,740	30,180,122
充当可能基金年度末現在高	※1 6,225,737	6,544,166	
充当可能特定歳入の見込額	※2 65,150	101,164	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	23,187,853	23,534,792	
A 小 計 【①－②】	4,693,169	5,091,036	
分母	③ 標準財政規模	11,307,937	11,458,949
	④ 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,183,126	2,263,137
B 小 計 【③－④】	9,124,811	9,195,812	
C 将来負担比率 【A／B×100】	51.4	55.3	

※1 充当可能基金年度末現在高の内訳

(単位：千円)

基金名	基金残高
財政調整基金	3,827,563
減債基金	813,684
まちづくり基金	531,953
国民健康保険事業財政調整基金	303,025
その他の基金	749,512
計	6,225,737

※2 充当可能特定歳入の見込額の内訳

(単位：千円)

特定財源名	充当可能見込額
市営住宅使用料	23,991
ふるさと融資償還金	40,000
住宅新築資金等貸付金償還金	421
住宅新築資金等貸付助成事業補助金	0
県単土地改良事業補助金	738
計	65,150

○資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

[法適用企業] = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] = (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・事業の規模

[法適用企業] = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

[法非適用企業] = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

〈資金不足比率の算定〉

[法適用企業]

(単位：千円)

会計名	流動負債	流動負債控除額	算入地方債	流動資産	流動資産控除額	資金不足(剰余)額
水道事業会計	340,392	262,447	0	759,835	0	-681,890
工業用水道事業会計	10,593	3,329	0	144,403	0	-137,139
下水道事業会計	181,013	149,353	0	59,291	0	-27,631
簡易水道事業会計	33,189	32,489	0	18,749	0	-18,049

↑
マイナス=資金剰余

↓

[法非適用企業]

(単位：千円)

会計名	歳出額	算入地方債	歳入額	資金不足(剰余)額
一の森ヒュッテ事業特別会計	3,658	0	5,581	-1,923
小水力発電事業特別会計	8,517	0	9,190	-673

→すべての公営企業会計で資金不足額なし

○ 対象範囲のイメージ

